

第2次松山市公共施設等総合管理計画 概要版

第1章 計画策定の目的等

計画策定の背景と目的

公共施設等の改修・更新等は、施設の老朽化度合いはもとより、人口減少や少子高齢化による市民ニーズの変化や本市の財政状況も踏まえて取り組む必要があります。

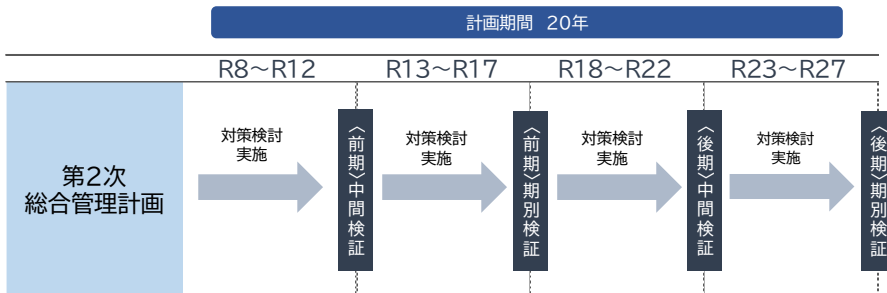
平成29年2月に策定した『松山市公共施設等総合管理計画』の計画期間が満了したことに伴い、健全な財政運営を持続しながら安全・安心な公共施設等が提供できるよう、計画を全面的に改定しました。施設保有量の最適化やコスト意識を持った維持管理等を行いながら公共施設等の老朽化対策を進めていきます。

計画期間と検証サイクル

計画期間を令和8年度から令和27年度までの20年間とします。

令和8年度から令和17年度までを前期、令和18年度から令和27年度までを後期と位置付けます。

計画期間中、5年ごとに取組内容を検証するとともに、適宜、計画の見直しを実施します。

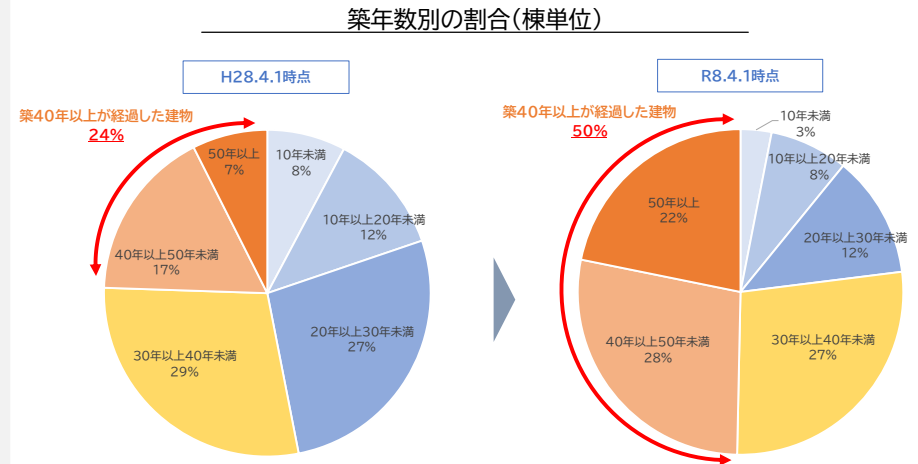


第2章 本市の現状と課題

公共施設の現状

本市が保有する公共施設(ハコモノ)は令和8年4月1日時点で約1,050施設(約3,110棟)あります。

そのうち、築40年以上が経過した建物(棟)が全体の約50%を占めており、保有している建物の半分以上が今後20年以内に更新時期を迎えることになります。



施設保有量に対する考え方

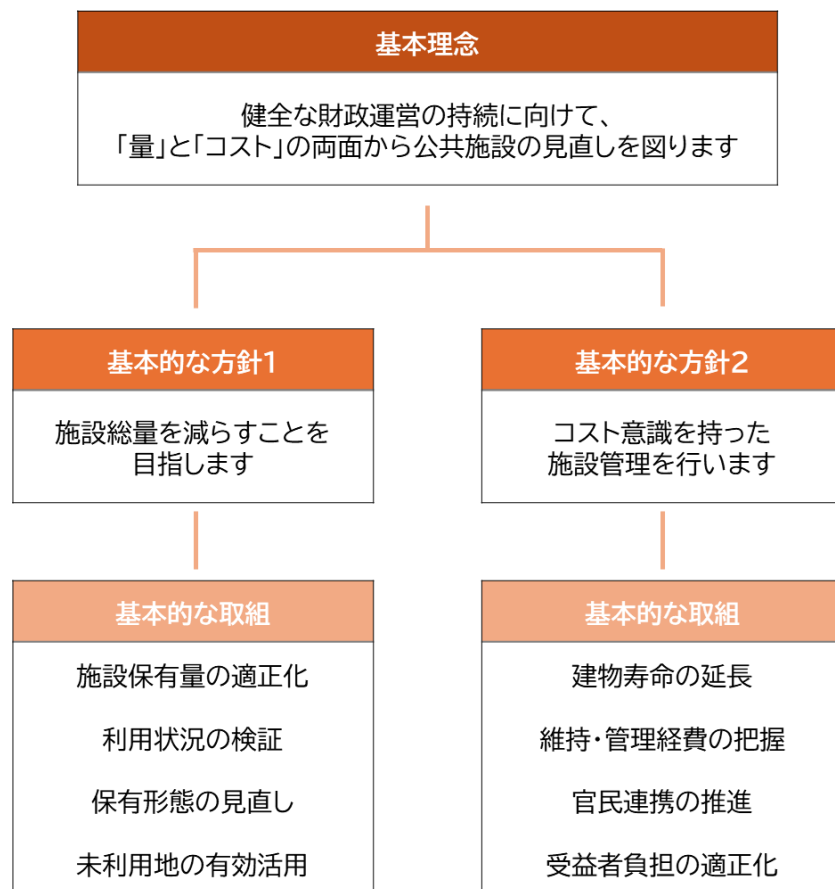
公共施設を1%削減することによるコスト削減効果は年間約2億円で、施設の改修・更新等の財源不足(約32億円の不足)や、今後の人口減少を考慮すると、施設の特長や利用状況等を確認しながら、保有量の適正化を図らなければなりません。

『令和47年度(2065年度)末までに、平成28年度と比較して、施設保有量全体で20%以上削減を目指す必要があります。』

第3章 公共施設の管理に関する基本理念等

基本理念・基本的な方針・基本的な取組

第2次松山市公共施設等総合管理計画で掲げる基本理念等を以下のとおり整理します。



【基本的な方針1】施設総量を減らすことを目指します

公共施設の更新等に要する財政負担を抑制するだけでなく、その後の改修・維持管理に係る財政負担を軽減するためにも、施設総量の削減を図る必要があります。

社会的ニーズに基づく新規施設整備や既存施設の課題解決のための面積増などが必要となる場合もありますが、既存施設のダウンサイジング・集約化・廃止などを進めることで、施設の「量」の見直しを行っていきます。

【基本的な方針2】コスト意識を持った施設管理を行います

今後も必要な公共施設は適切な管理を行いながら長く使用することで、中長期での財政負担の軽減と維持・管理費用の平準化を図る必要があります。

また、施設整備・改修・維持管理の各種マネジメントに当たって官民連携手法を導入することで民間ノウハウによるコスト削減を図るほか、施設の有効活用や使用料の適正化などを通じて、施設に係る「コスト」の見直しを行っていきます。

取組による成果を評価する指標

基本理念等に基づき、施設の「量」と「コスト」の見直しを進めていきますが、計画期間満了までに達成すべき成果指標を設定します。

『更新方針を定める必要がある建物について、順次、検討を進め、対象建物すべての更新方針の策定を完了します。』

第2次松山市公共施設等総合管理計画 概要版

第4章 公共施設の用途別方針

用途別の方向性

公共施設の用途・規模・ニーズは様々であり、全ての施設を統一的な考え方で管理していくことはできません。施設用途別の取組の方向性を基に各施設の改修・更新等の具体的な事業を検討します。

用途別の保留量に関する考え方

施設用途別に強弱を付けて削減しながら、最終的には施設全体で20%以上削減することを目指します。

第5章 インフラ施設の管理に関する考え方

取組の方向性

市道	道路	定期的な調査や点検で判明した修繕箇所を計画的に補修し、施設の適正な維持管理を実施します。
	道路橋梁	5年に1度の法定点検の結果を基に松山市橋梁長寿命化修繕計画を更新し、施設の適正な維持管理を実施します。
	トンネル	5年に1度の法定点検の結果を基に松山市トンネル長寿命化修繕計画を更新し、施設の適正な維持管理を実施します。
	大型カルバート	5年に1度の法定点検の結果を基に松山市道路附属物等長寿命化修繕計画を更新し、施設の適正な維持管理を実施します。
	横断歩道橋及び歩道橋	5年に1度の法定点検の結果を基に松山市道路附属物等長寿命化修繕計画を更新し、施設の適正な維持管理を実施します。
	門型標識	
河川	定期的な調査や点検で判明した修繕箇所を計画的に補修するとともに、耐用年数を迎える施設について、更新の手法等を検討し、施設の適切な維持管理を実施します。	
公園	定期点検等の結果を基に、松山市公園施設長寿命化計画を更新し、施設の長寿命化に努めます。また、日常点検を実施し、破損等による危険箇所の修繕を行い、適切な維持管理を実施します。	
農業施設	新規就農者への支援を充実させるなど、新たな担い手の確保に取り組みます。また、各関係者と連携して、日常点検や維持管理等を行い、適切に補修や対策工事を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。	
林道		
港湾	定期的な調査や点検で判明した修繕箇所を計画的に補修するとともに、劣化状況等を見極めながら、長寿命化計画を策定し、計画的な長寿命化に取り組みます。	
漁港		
上水道事業	人口減少を考慮し、既存水道施設の更新にあわせた施設規模の見直しや統廃合による維持管理コストの削減に取り組みます。	
簡易水道事業	施設の老朽化対策などを、計画的かつ効率的に進めるとともに、事業費の平準化や有利な財源の活用等により、安定した事業経営を維持します。	
工業用水道事業	施設の老朽化対策や耐震化を計画的に進めるとともに、施設の効率化等により経費削減に努め、安定した事業経営を維持します。	
下水道事業	計画的な施設の老朽化対策に取り組むとともに、施設管理の効率化を進め、限られた財源の中で計画的かつ効率的な施設の改修・更新を行います。	

第6章 計画の取組体制

成果検証

健全な財政運営を持続しながら老朽化対策を円滑に実施するためには、全庁横断的な視点で施設の在り方等を含めて更新方針を検討することが重要です。

[1] 更新時期到達前に更新方針の検討を開始

更新時期の目安となる「築60年」が到来する前に、管財課から施設所管課に該当建物の更新方針の策定に関する事前調査を開始し、必要に応じて関連する施設の所管課を交えながら、施設の在り方等を踏まえて、更新方針を検討していきます。

[2] 更新方針の策定

更新方針とは、建替えや廃止はもちろん、大規模改修による施設の延命化や、最小限度の維持補修に留めるなど、該当建物の「量」・「コスト」に関する考え方を整理することです。

[3] 更新方針を『松山市個別施設計画』に反映

更新方針が定まったものについては、総合管理計画の下位にあり、個別具体的な行動計画を整理している『松山市個別施設計画』に反映していきます。

[4] 更新方針に基づき老朽化対策等の実施

更新方針に基づく具体的な事業の実施に当たっては、従来どおり、その予算化の時期や内容等を管財課で事前査定し、適否を判断します。

[5] 方針策定状況・対策実施状況を検証

方針策定や老朽化対策の実施状況の進捗状況を定期的に検証し、社会情勢や財政事情等を踏まえて、必要に応じて計画を見直しすることで、実行力を高めていきます。